

2019年5月1日版
株式会社USEN Smart Works

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Zenlok メールソリューションはBBソフトサービス株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の規約は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書・御申込書」に記載された内容によるほか下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書・御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書・御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (利用料金)

本サービスの支払い方法は、年払いのみとなります。本サービスの提供開始日の翌月1日から12ヶ月分の利用料金に消費税等相当額を含めた金額を、当社の指定する期日までに支払って頂きます。なお、本サービスの提供開始日はEメールにて利用申込者へ通知致します。
2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第6条 (申込みの取消し)

利用申込者は、本サービス申込み後に利用契約の申込みを取消すことは出来ません。

第7条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日の翌月1日から起算して1年間とします。本サービスの更新月は、提供開始日の翌月1日から12ヶ月後とし、以降同月が更新月となります。更新時には、新たに1年間の契約期間が設定されます。当該最低利用期間内、又は更新後の契約期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った際は、当社から契約期間の残余の期間に対応する額の返金はいりません。

第8条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、契約期間満了の2ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされた

ものとみなします。) ものとしします。

第9条 (反社会的勢力に対する表明保証)

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとしします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとしします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第10条 (再委託)

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務(請求、回収等の業務を含むが、これに限らない)の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions(本店所在地:東京都品川区上大崎三丁目1番1号)、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとしします。

第11条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第12条 (個人情報の共同利用)

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者(特定協定事業者の業務委託先を含みます。)と共同利用することがあります。

第13条 (個人情報の委託)

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとしします。

第14条 (準拠法)

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第15条 (合意管轄)

当社は、契約者と当社の間でこの約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「Zenlok 利用規約」

<http://zenlok.jp/eula.html>

2. 料金表(すべて税抜き表示)

第1表 基本利用料

料金種別	単位	料金額
Zenlok プレミアム	1IDにつき年額	3,600 円
Zenlok Archive	1IDにつき年額	2,400 円

第2表 付加サービス利用料

料金種別	単位	料金額
非稼働アドレスメールアーカイブ保管料	1IDにつき年額	0 円
アーカイブ追加料金※	1IDにつき年額	240 円

※ 8年以上アーカイブデータを保存する場合にかかります。以降1年毎に240円の追加料金が加算されます。

第3表 一時金

料金種別	単位	料金額
Zenlok 導入コンサルサポート 東京都（離島を除く）	4 時間×1 回コース	60,000 円
契約者の氏名等の変更に係るもの	1契約ごと	0 円
利用権の譲渡に係るもの	1契約ごと	5,000 円

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
BBソフトサービス株式会社	株式会社USEN Smart Works

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Zenlok プレミアムサービス	USEN GATE 02 Zenlok メールソリューションサービス
対応する特定協定事業者の Web サイト	当社の Web サイト
http://zenlok.jp/	http://www.gate02.ne.jp/

(以下余白)